



県 章

# 滋賀県公報

令和 7 年（2025 年）  
8 月 22 日  
第 642 号  
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次 （※印は、県例規集に登載するもの）

|                                                        |   |
|--------------------------------------------------------|---|
| ○ 告 示                                                  |   |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課） | 1 |
| 小型機船底びき網漁業の制限措置および許可または起業の認可の申請期間（水産課）                 | 1 |
| 道路の供用開始（道路保全課）                                         | 2 |
| 車両制限令に基づく道路および通行方法の指定（道路保全課）                           | 2 |
| ○ 公 告                                                  |   |
| 県営土地改理事業工事完了公告（耕地課）                                    | 2 |
| 公共測量実施公告（用地事業支援課）                                      | 3 |
| 令和 7 年木造建築士試験実施公告の変更公告（建築課）                            | 3 |
| 一般競争入札の公告（道路保全課）                                       | 3 |
| ○ 農業農村振興事務所公告                                          |   |
| 土地改良区役員退任公告（湖東）                                        | 5 |
| ○ 公安委員会規則                                              |   |
| ※滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課）                         | 5 |
| ○ 正 誤                                                  |   |
| 令和 7 年 7 月 18 日付け第 632 号大規模小売店舗の変更の届出の公告中              | 5 |
| 令和 7 年 8 月 8 日付け第 638 号一般競争入札の公告中                      | 6 |

告 示

滋賀県告示第 312 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和 7 年 8 月 22 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

| 事業所の名称               | 事業所の所在地               | 名称                    | 主たる事務所の所在地         | 指定障害福祉サービスの種類 | 指定年月日        | 事業所番号      |
|----------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------|---------------|--------------|------------|
| H a g W e<br>1 1 東近江 | 東近江市乙女<br>浜町 12 番 2 号 | 株式会社 H a<br>g W e 1 1 | 長浜市公園町<br>9 番 10 号 | 就労継続支援 B<br>型 | 令和 7 . 8 . 1 | 2510500909 |

滋賀県告示第 313 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 70 条第 2 号に規定する小型機船底びき網漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

令和 7 年 8 月 22 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 制限措置

|  |       |  |  |  |      |
|--|-------|--|--|--|------|
|  | 船舶等の数 |  |  |  | 漁業を営 |
|--|-------|--|--|--|------|

| 漁業種類            | または漁業者の数 | 船舶の総トン数 | 推進機関の馬力数   | 操業区域                                             | 漁業時期            | む者の資格       |
|-----------------|----------|---------|------------|--------------------------------------------------|-----------------|-------------|
| 手繰第3種漁業（貝びき網漁業） | 14隻以下    | 5トン以下   | 127キロワット以下 | 近江大橋の草津行き車線区分線以北の琵琶湖（ただし、内湖および内湖から琵琶湖に通ずる水路を除く。） | 8月1日から翌年4月30日まで | 滋賀県に住所を有する者 |

2 申請期間 令和7年8月22日から令和7年9月22日まで

滋賀県告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
この関係図面は、令和7年8月22日から令和7年9月5日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年8月22日

滋賀県知事 三日月 大造

| 路線名      | 供用開始の区間                                  | 供用開始の年月日        | 備考        |
|----------|------------------------------------------|-----------------|-----------|
| 大津能登川長浜線 | 草津市山寺町字笹谷61番20地先から<br>栗東市下戸山字狐ヶ谷310番地先まで | 令和7.8.23<br>14時 | L=2196.0m |
| 川辺御園線    | 栗東市上砥山字砥坪905番2地先から<br>栗東市上砥山字古川929番1地先まで | 令和7.8.23<br>14時 | L=166.4m  |

滋賀県告示第315号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和7年8月22日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定する道路の路線名および区間

| 路線名        | 区間                                         |
|------------|--------------------------------------------|
| 県道大津能登川長浜線 | 草津市岡本町字南平467番14地先から<br>栗東市上砥山字砥坪2657番1地先まで |

2 指定年月日 令和7年8月23日

3 通行方法 1の道路を通行する高さ3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- (1) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両または車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためにやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分注意すること。
- (2) 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上または横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。

公 告

県営土地改良事業工事完了公告

次の地区の県営土地改良事業の工事は、完了した。  
令和7年8月22日

滋賀県知事 三日月 大造

| 地区および事業の名称                            | 工事完了年月日         |
|---------------------------------------|-----------------|
| 県営尻無北部地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業（経営体育成型）） | 令和 5 年 6 月 12 日 |

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 7 年 8 月 22 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（現地測量、路線測量）
- 2 作業の地域 東近江市上平木町
- 3 作業の期間 令和 7 年 5 月 26 日から令和 7 年 10 月 31 日まで

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 7 年 8 月 22 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量、現地測量）
- 2 作業の地域 近江八幡市小田町
- 3 作業の期間 令和 7 年 7 月 28 日から令和 7 年 9 月 1 日まで

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 7 年 8 月 22 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量、路線測量）
- 2 作業の地域 甲賀市甲南町稗谷
- 3 作業の期間 令和 7 年 8 月 1 日から令和 7 年 12 月 25 日まで

令和 7 年木造建築士試験実施公告の変更公告

令和 7 年 3 月 4 日付け令和 7 年木造建築士試験実施公告の一部を次のとおり変更する。

令和 7 年 8 月 22 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 2 試験地  
変更前 (2) 設計製図の試験 立命館大学（びわこ・くさつキャンパス） 草津市野路東 1－1－1  
変更後 (2) 設計製図の試験 龍谷大学（瀬田キャンパス） 大津市瀬田大江町横谷 1 番 5

一般競争入札の公告

令和 7 年度におけるロータリ除雪車（2.2m級）の購入契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 8 月 22 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入物品名および数量 ロータリ除雪車（2.2m級） 1 台
  - (2) 購入物品の特質等 仕様書による。
  - (3) 納入期限 令和 8 年 1 月 23 日（金）

(4) 納入場所 滋賀県東近江土木事務所車庫 東近江市八日市緑町7-23

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準に係る入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和7年滋賀県告示第20号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次の営業種目で登録されている者であること。

営業種目 大分類:物品 中分類:土木・建築機械および資材

大分類:物品 中分類:車両

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムにより、または滋賀県会計管理局管理課(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314)において、資格審査の申請を行うこと。もっとも、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によっては、この公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、資格を有するかどうかの審査を受けるための書類の提出は不要である。

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県土木交通部道路整備課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4131
- (2) 契約条項を示す期間 令和7年8月22日(金)から令和7年9月30日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から16時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会 行わない。
- (5) 入札書の提出方法 滋賀県物品・役務電子調達システム、持参または郵便による。
- (6) 入札書の受領期限 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用する場合は、令和7年9月30日(火)10時までに入札書を提出すること。持参の場合は、令和7年9月30日(火)10時までに滋賀県土木交通部道路整備課へ持参すること。郵便の場合は、書留郵便(一般書留または簡易書留)により令和7年9月30日(火)10時までに滋賀県土木交通部道路整備課へ必着させること。なお、持参または郵便により入札書を提出する場合は、封書に入れ密封し、かつ、その表面に「入札書」と朱書きし、氏名(法人の場合はその名称または商号)および案件名を併記しなければならない。
- (7) 開札の日時および場所 令和7年9月30日(火)14時 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県土木交通部道路整備課

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行することができると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手續において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。
- (2) 入札参加者のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、封印した入札書を 4 (6) に示す受領期限までに提出しなければならない。
- (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年滋賀県告示第 80 号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書および仕様書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Buying Rotary snow plow(2.2m class), 1 Car
- (2) Deadline for tender : 10 : 00, September 30, 2025
- (3) For further information, contact : Road Management Division, Department of Public works and Transportation, Shiga Prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-4131

農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良区役員退任公告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、芹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和 7 年 8 月 22 日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長      吉      永      富      彦

| 理事および監事の別                | 氏                      名        | 住                                      所 |
|--------------------------|---------------------------------|------------------------------------------|
| 理                      事 | 近      藤                      勇 | 犬上郡多賀町大字久徳 414 番地                        |

公 安 委 員 会 規 則

滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 22 日

滋賀県公安委員会委員長      北      村      嘉      英

滋賀県公安委員会規則第 17 号

滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県道路交通法施行細則（昭和 53 年滋賀県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 2 項の表国道 1 号栗東水口道路の項中「小野字向手原 63 番 1」を「上砥山字砥坪 2657 番 1」に改め、別表第 2 第 3 項の表県道大津能登川長浜線（県道 2 号線）の項中「草津市岡本町 467 番 1」を「栗東市上砥山字砥坪 2657 番 1」に改める。

付      則

この規則は、令和 7 年 8 月 23 日から施行する。

正                                      誤

令和 7 年 7 月 18 日付け第 632 号大規模小売店舗の変更の届出の公告中

|     |   |   |   |
|-----|---|---|---|
| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|---|---|---|

|   |       |                 |                 |
|---|-------|-----------------|-----------------|
| 3 | 下から17 | 令和 7 年 2 月 28 日 | 令和 8 年 2 月 28 日 |
|---|-------|-----------------|-----------------|

令和 7 年 8 月 8 日付け第638号一般競争入札の公告中

|     |       |        |        |
|-----|-------|--------|--------|
| ページ | 行     | 誤      | 正      |
| 7   | 下から21 | 午後 1 時 | 午後 4 時 |